

特許権侵害訴訟における製造行為の認定 ～合法由来の抗弁～

中国知的財産権訴訟判例解説（第74回）

瀋陽中鉄安全設備有限責任公司
再審申請人（一審原告、二審被上訴人）

ハルビン鐵路局制動装置速度制御システム研究センター
寧波中鉄安全設備製造有限公司
被申請人（一審被告、二審上訴人）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国特許訴訟では、損害賠償を負わない旨の抗弁が被告から頻繁になされる。専利法第70条は損害賠償責任の免除に関し以下のとおり規定している。

専利法第70条

特許権者の許諾を得ずに製造、販売された特許権侵害製品であることを知らずに、それを生産経営の目的で使用し、販売の申し出又は販売した場合、その製品の合法的な由来を証明することができたときは、賠償責任を負わない。

本事件では、鉄道線路に設置される減速制動装置を販売していた被告に対する損害賠償について、二審法院は被告の主張する合法由来の抗弁を認め損害賠償責任を負わないとする判決をなした¹。最高人民法院は被告が製品の検査、改善要求を行う等して製造業者をコントロールしていることから、被告の合法由来の抗弁を認めず、二審判決を取り消した²。

2. 背景

(1) 特許の内容

瀋陽中鉄安全設備有限責任公司（原告）は、「短型制動装置」（軌道貨車制動装置（Car-retarder））と称する実用新型特許ZL02282495.2（以下、495特許という）を所有している。495特許は2002年

1 甘肅省高級人民法院（2014）甘民三終字第62号

2 最高人民法院2017年9月18日判決（2018）最高法民再122号